

外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例(骨子案)

必要性和背景

- **外来生物の被害が増大**
 - ・ 生物多様性を損失する4大要因の一つである「人間活動拡大に伴う外来生物」の影響が増大。今、対策を行わないと甚大な被害に拡大するおそれあり。
- **外来種リストの策定**
 - ・ 生物多様性和歌山戦略に基づき、県内に生息する外来種をリストアップし、特に防除が必要な種(防除対策外来種)と重点的に啓発に取り組む種(重点啓発外来種)を選定予定。

骨子案

1 外来生物の定義を規定

外来生物を「県外から県内に導入された本来県内に生息していない生物で、生態系等への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」と定義。

2 各主体の責務を規定

外来生物に対する、県民、販売する事業者、県の責務を規定。

県民の責務

- ✓ 外来生物をみだりに放出、植栽、は種することにより生態系等に被害を及ぼさないようにしなければならない。
- ✓ 外来生物を飼養等する場合は生態等をよく理解し、適切な施設等に収容することにより逸出しないようにしなければならない。

販売者の責務

- ✓ 外来生物を販売する者は、購入者に対し、適正な飼養方法や野外に放つことによる生態系等への被害の内容について、説明を行うよう努めるものとする。

県の責務

- ✓ まん延被害を防ぐ必要がある外来生物を「指定外来種」として指定し、市町村や県民と協力し防除を行う。
- ✓ 外来生物に関する情報の収集や研究、情報の提供を行うものとする。

3 指定外来種の指定と防除の実施

外来生物のうち、まん延を防ぐ必要がある種について、環境審議会の諮問・答申を経て「指定外来種」として指定し、防除に取り組む。

制定の流れ

平成31年2月の県議会定例会に条例案を提案予定です。

議会に
条例案の提案

H31年4月1日
施行

H31年8月頃
指定外来種の指定・告示